

情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会
ヒヤリング資料

ブロードバンド時代の競争環境の整備について



平成13年8月29日

日本テレコム株式会社

経営企画部長 櫻井 浩

目次



1. ブロードバンド市場の展望.....P2～3
2. 日本テレコムグループのブロードバンドへの取り組み.....P4～7
3. ブロードバンド化に対応した規制の枠組.....P7～9
4. ブロードバンド化に対応した競争環境.....P10
5. 消費者保護の観点から対応すべき課題.....P11

1. ブロードバンド市場の展望(1)

バックボーン／アクセスともに、IP化・高速化の流れが加速度的に進む

(1) IPベースの高速バックボーン

- ・すべてのアプリケーションのバックボーンとしてのIPベースネットワーク
音声・FAXもIP上で伝送する技術の標準化
IPベースでのサービス展開の効率性の良さ
- ・IPバックボーンの高速化(ギガ・レベル→テラ・レベル)

(2) アクセス回線(有線／無線)の高速化、IP化

- ・有線ネットワーク／無線ネットワークが、IPベースでサービスを統合
サービス別のネットワークから共通のインターネット接続インフラへ
- ・有線ネットワーク／無線ネットワークともに、高速化が進む
有線ネットワーク……光通信サービス、DSL、CATV
無線ネットワーク……次世代携帯電話(3G、4G)、FWA、WLAN
ブロードバンド無線ネットワークは有無線のインターネット接続の区別をなくす

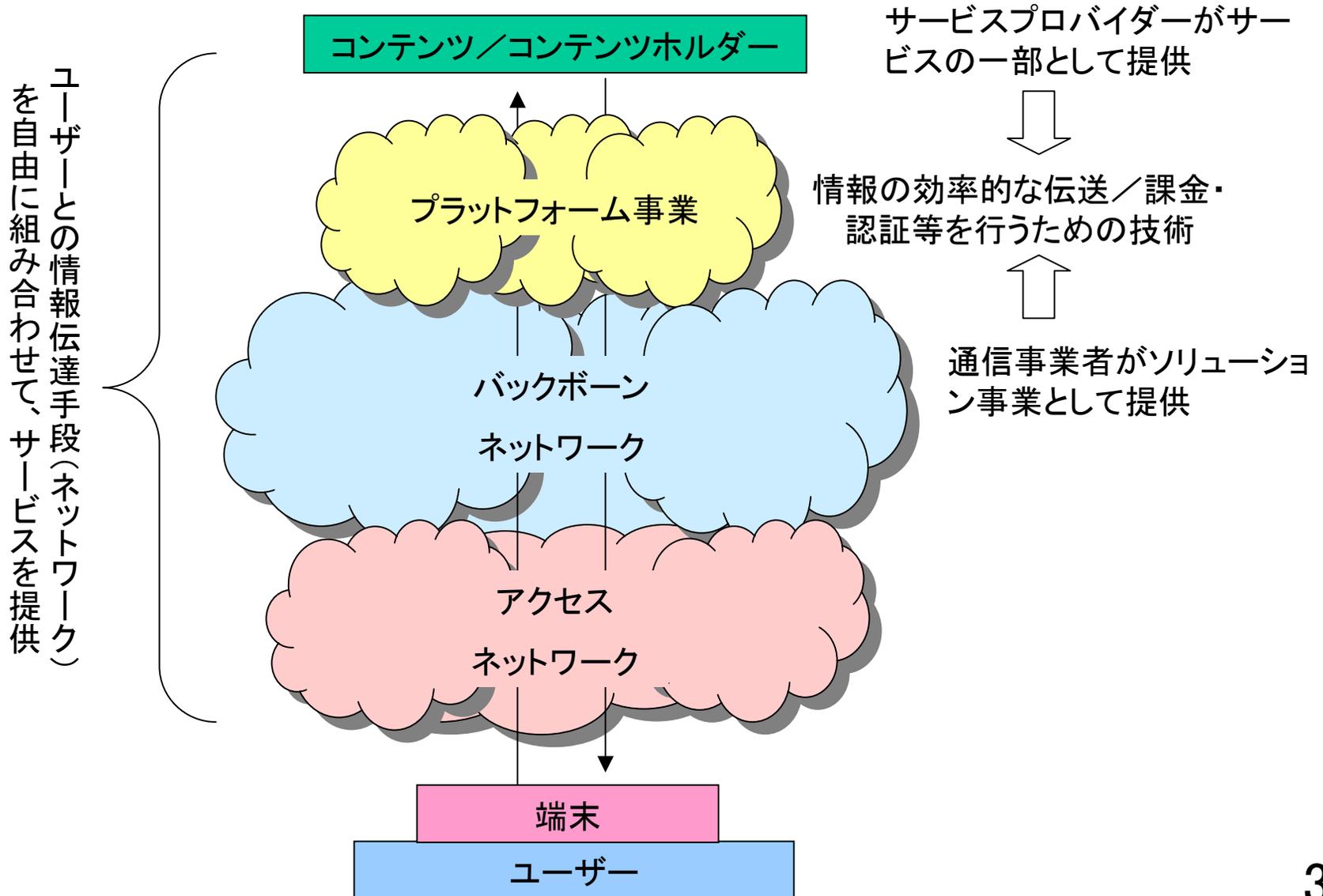
(3) 新たなサービスの出現

- ・(1)、(2)のような技術進歩により、動画配信・ストリーミング等が可能になり、既存放送を通信ネットワークを通して提供することが可能となる

様々な高速データ通信ネットワークを組み合わせ、新たなサービスを展開

同時に、これまでのメディアや通信の枠組みの見直しが必要となる

1. ブロードバンド市場の展望(2)



2. 日本テレコムグループのブロードバンドへの取り組み(1)

1. ネットワークの高度化

①IPベースの高速バックボーン

- ・次世代ネットワーク(PRISMの構築)

②アクセス回線の多様化、ブロードバンド化

- ・IMT-2000への進出(J-PHONE)
- ・相互接続による実現……ADSLサービス、CATVの活用、ダークファイバの活用
- ・ダイレクトアクセスによる実現……加入者光ファイバ、FWA、WLAN

2. ネットワークを活用した事業展開

①データ, IP ソリューション・ビジネス

先進的なソリューションサービスとして、データセンター(VIPS)の展開と IP ソリューション (SOLTERIA)の進展

コンテンツ配信プラットフォーム(J-ビジョン)

②ブロードバンド・ビジネス

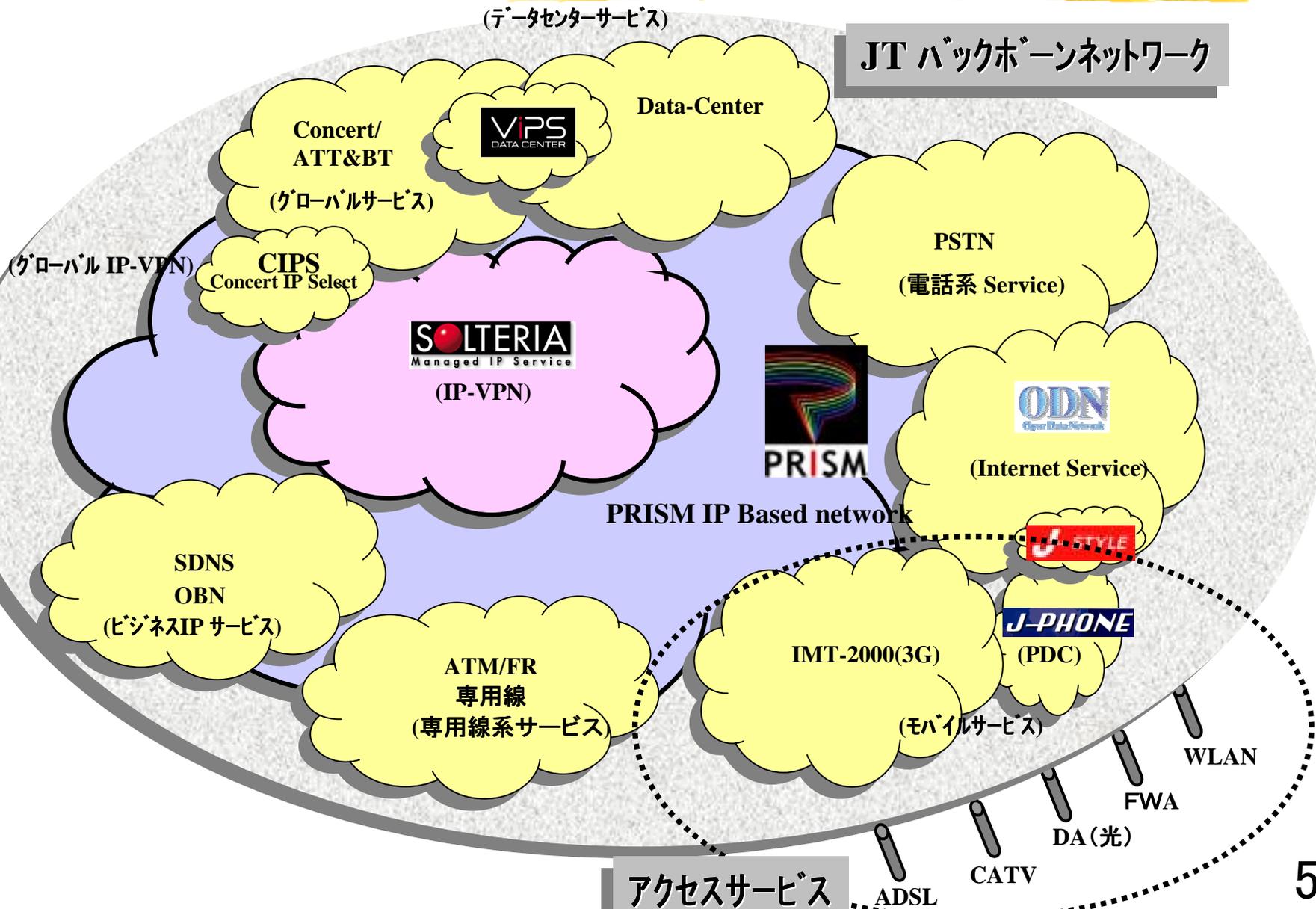
全国レベルでのADSLサービスとCATV事業の推進

③モバイル事業戦略

新モバイルサービスの展開 — 国際ローミング, モバイル・ソリューション

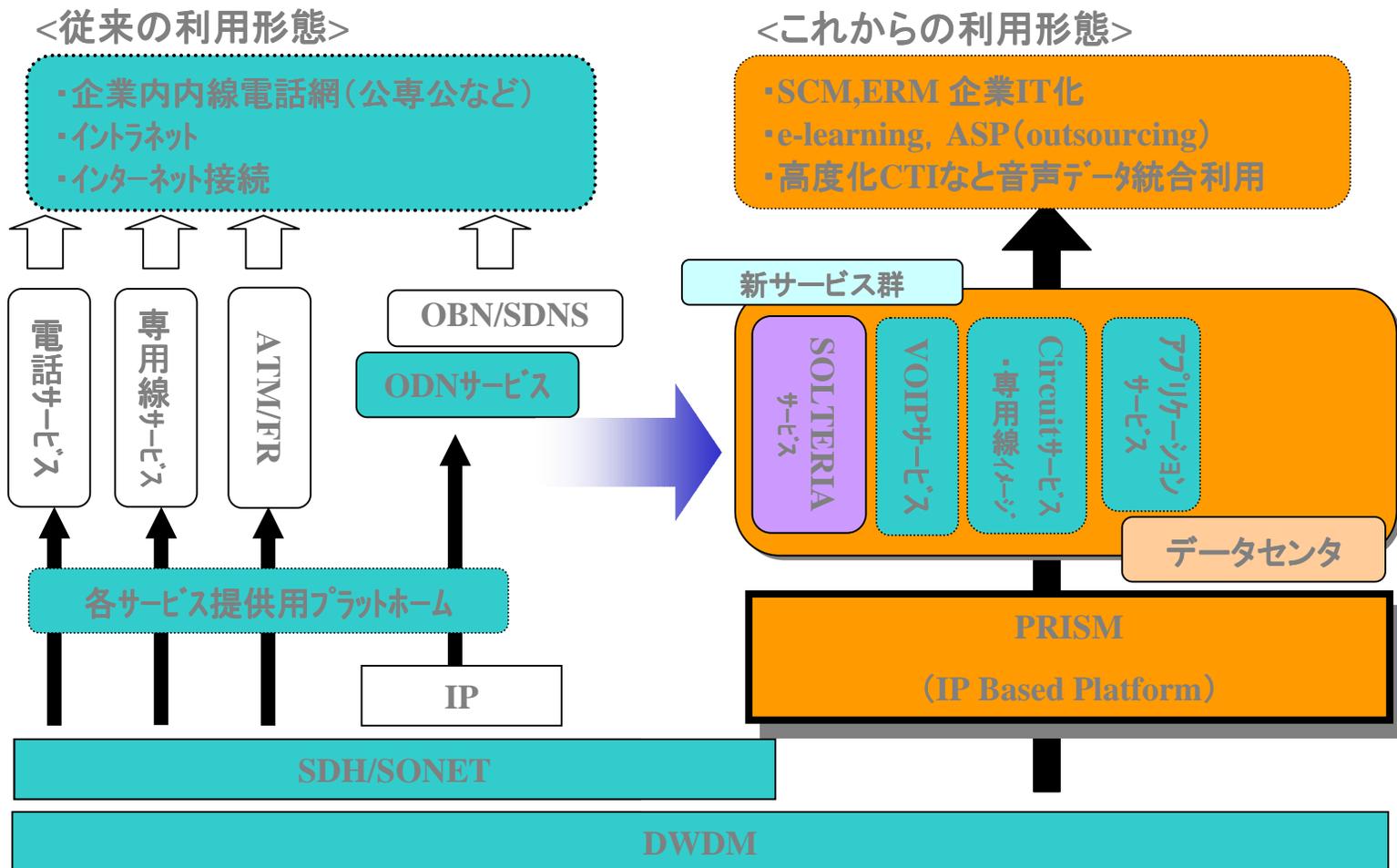
モバイルポータル

2. 日本テレコムグループのブロードバンドへの取り組み(2)



2. 日本テレコムグループのブロードバンドへの取り組み(3)

次世代ネットワーク・PRISMの位置付け



3. ブロードバンド化に対応した規制の枠組み(1)

1. 基本的考え方

規制の目的：競争を進展させることにより、利用者の利益を向上させること

そのために新たな規制を設けることも有り得る

2. 従来の枠組みの問題点

- ・ネットワークのブロードバンド化に伴い、「放送」を安価に伝送することが可能
- ・インターネットの普及・高度化により、これまでの「通信 = 1 : 1」、「放送 = 1 : 多」という区分が意味をなさなくなる
- ・様々なネットワークが組み合わせられて、サービス（コンテンツ、商取引）が提供される

通信設備の有無(一種/二種)や、事業(通信/放送など)で区分することが無意味となる

3. ブロードバンド化に対応した規制の枠組み(2)

3 . 新たな規制の切り口

情報の伝達手段（ネットワーク）とそれ以外のレイヤの機能面に着目し、各々に対応した規制を行うことが適当

それぞれの機能や手段をどのように組み合わせて事業展開を行うかは、原則自由とする

ネットワーク

- ：情報主体（情報の受発信を行う主体）間の情報伝達機能を「通信」として定義
規制のあり方については、ネットワークのサービスベースでの市場支配力に着目した非対象規制
- ・ ネットワークの技術的条件に関する規制（技術の標準化を含む）
 - ・ 料金に関する規制
 - ・ 相互接続の義務
 - ・ 設備ベースでみたボトルネック設備の開放
- どこまでがボトルネックとして強い規制を課されるべきか（指定設備の範囲）
最終的なボトルネックは、端末系伝送路（有線/無線）

サービス

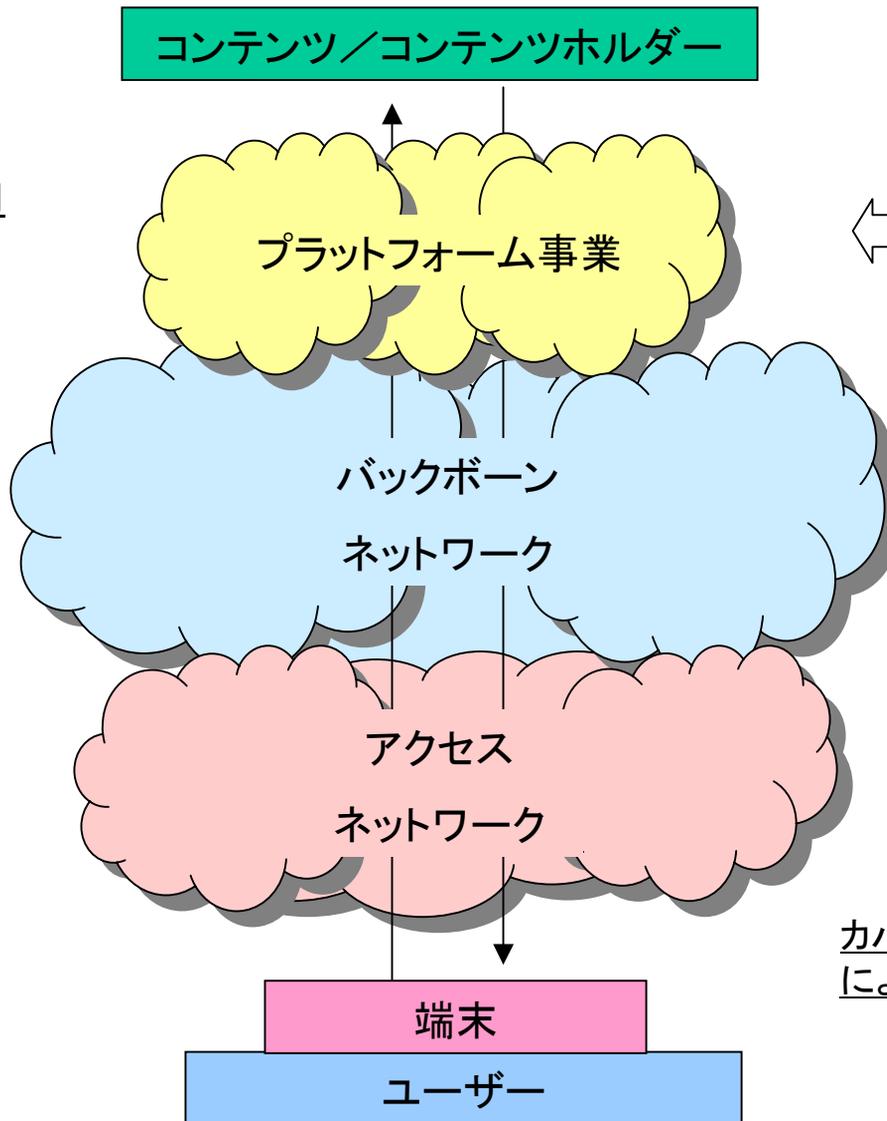
- ：「通信」手段を利用し、ユーザーにサービス（コンテンツ・商取引）を提供する機能
- ・ コンテンツ規制（青少年保護の観点による有害コンテンツの規制等）
 - ・ 消費者保護ルール（個人情報の保護、セキュリティの確保等）
 - ・ 放送的サービスにおける規制

3. ブロードバンド化に対応した規制の枠組み(3)

新たな規制の枠組み(イメージ)

サービスについて
は、コンテンツ/プ
ラットフォーム等、内
容に応じ規制

ネットワーク
に関する規制



プラットフォームは、中
間的存在。個々のサー
ビスにより必要とされ
るプラットフォームは異
なることから、サービス
の一部として位置付け
ることが適当

カバーする事業範囲は、事業者
により異なる

4. ブロードバンド化に対応した競争環境

1 . 求められる競争環境

目的：新たなサービスやビジネス機会の創出

ユーザーからみたサービスの多様化・料金の低廉化

ネットワークの多様化・低廉化

すべてのプレイヤーが必要な手段・レイヤを自由に組み合わせることを可能にすべき
コンテンツへの自由なアクセスを保証することも必要

2 . 競争を阻害する要因

ネットワーク側、サービス側のいずれからも市場支配力を濫用する危険性がある

例： ネットワーク

……ボトルネック部分の料金とのバンドル、市場支配力を利用したコンテンツ囲い込み・メーカーへの干渉、特殊な端末と特定のプロバイダーを利用することを強制すること等

サービス

……自己の持つコンテンツへ、特定のネットワークを利用しなければアクセス不可能とする（例：特定のネットワークへの加入を必須とする、または他のネットワークからのアクセスを著しく悪化させる（他のネットワークとの接続回線容量を絞る））

- ・その他、BLEC（ビル内に通信網を構築し、ネットワークサービスを提供する事業者）は、テナントのアクセスネットワークの選択権を奪うため、ボトルネック性が高いものであり、ネットワークに関する規制を課すことが必要ではないか

市場支配力を有する事業者の反競争的行為を防止することが、重要である

5. 消費者保護の観点から対応すべき課題

「安全にネットワークを利用したサービス利用・取引が出来る」環境が必要

(1) 契約法制の見直し

- ・契約の成立時期の見直し
- ・クリックミスなどの電子的意思表示に関する錯誤への対応
- ・なりすましによる契約への対応

(2) セキュリティの確保

- ・常に新技術によるセキュリティの向上が必要

(3) 個人情報保護ルールの徹底

- ・サービスプロバイダーにおける個人情報保護の徹底が必要

(4) 情報リテラシーの向上

- ・教育機会を広げ、利用者のリテラシーの向上を図ることが必要

(5) 正確なサービス情報の提供／情報の表示

- ・サービス品質や料金等について、正確な情報提供を行うことが必要

例:「最大〇〇Mbit/sの伝送速度」という表示は、特定の条件下での数値。利用者に誤解を生まないように、利用条件等について正確な情報を表示すべき

(6) インターネットの社会インフラ化

- ・インターネットの普及に伴い、インターネットの性格の変更の議論が必要(例:技術基準の制定、通信の秘密の定義)